

第 12 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 20 年 3 月 11 日（火）19 時から 21 時 20 分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席 11 人
 - ・出席委員 荒木千恵子委員、大江宏委員（会長）、河本美代子委員、草苅正行委員、佐々木保英委員、佐藤俊夫委員、寺嶋均委員（副会長）、中澄子委員、藤生よし子委員、増田雅則委員、村越晴美委員
- 4 出席者
ふじみ衛生組合 清原慶子管理者、長友貴樹副管理者
事務局 高畑智一、齋藤順計、細田正好、深井恭、大木和彦、荻原正樹
木村晴美総務主幹、井上稔総務主幹、斉藤忠慶清掃主幹、土方明清掃主幹
日本技術開発株式会社 坂田幸久、江藤秀二
パシフィックコンサルタンツ株式会社 笠井睦、宇田川学
- 5 傍聴者 13 人

【議事次第】

- 1 開会・会長あいさつ
- 2 正副管理者あいさつ
- 3 資料確認
- 4 報告事項
 - （1）第 11 回市民検討会議事録の確認
 - （2）新ごみ処理施設整備実施計画（案）の説明会開催について
- 5 議題
 - （1）新ごみ処理施設整備実施計画（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

【配布資料】

議事次第

- 【資料 1】第 11 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）
- 【資料 2】動線計画について（その 2）【別紙】
- 【資料 3】新ごみ処理施設整備実施計画（案）について【別紙】
- 【別紙】新ごみ処理施設整備実施計画（案）に関する説明会開催のお知らせ

【会議録】

午後 7 時 00 分 開会

1 開会・会長あいさつ

【事務局挨拶】

【欠席者の確認】

【大江会長あいさつ】

2 正副管理者あいさつ

清原管理者： 皆様、こんばんは。ふじみ衛生組合の管理者、三鷹市長の清原慶子でございます。今年の冬は、会長もおっしゃいましたように大変厳しい寒さでございました。ようやくこのところ、梅の花も咲き、暖かさが感じられ、春の足音が近づいてくるように感じられますけれども、検討会委員の皆様におかれましては、本日も大変ご多用の中、夜の貴重な時間に本市民検討会にご出席いただきまして、心から御礼を申し上げます。

さて、私が皆様にふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の委員をお願いいたしましたのは、平成 18 年、2006 年 11 月のことでございます。以来、本日まで回を重ねまして、第 12 回目を迎えています。また、この間、3 回の施設見学にもご参加をいただいています。まず何よりも、会議におきまして、各委員が誠心誠意、闊達なご議論をいただきましたことに深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。

皆様もご存じのとおり、両市にとりまして、平成 25 年度中の新ごみ処理施設の稼働はどうしても実現しなければならない目標であり、共通の課題となっています。昨年夏には、調整事項もございまして、市民検討会の開催の延期も含めて、大変ご心配をおかけした時期がございました。そのプロセスにおいて、市民検討会でのご意見を最大限に尊重しながら、正副管理者で真剣な協議の上、責任を持って適時適切な判断に努めまして決断をしてきた経過がございます。

振り返りますと、平成 11 年、1999 年 8 月に、それぞれの市の前市長の間で、三鷹市と調布市が共同で新ごみ処理施設の整備を行うとの覚書が取り交わされてから約 9 年がたとうとしています。この間、市民参加で行われました基本計画市民検討委員会からの答申を、私たち 2 人の、それぞれの前市長を引き継いだ市長が受け取らせていただきまして、平成 18 年、2006 年 3 月に「新ごみ処理

施設整備基本計画」が策定されたわけでございます。

本市民検討会の皆様には、施設整備や環境影響評価に関することなどについてご検討をいただきまして、本年1月8日に「環境影響評価調査計画書」を東京都に提出いたしました。そして、今、基本計画を土台としまして、今日、お手元にもある、この「新ごみ処理施設整備実施計画（案）」を皆様にお示しいたしまして、ご議論をいただき、検討を加えていただく段階となりました。こうした経過を経まして、今後、説明会やパブリックコメントのご意見などを伺いながら、3月末までに「新ごみ処理施設整備実施計画」を確定していくこととなります。

そうした大切な節目の時期に当たりまして、正副管理者としまして、改めて検討委員会の皆様に感謝の意を表しますとともに、今後のご検討をお願いしたいと思っております。これまで、委員の皆様にはほんとうにご苦勞をおかけし、また、ご努力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、本日も、そしてこれからも引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。どうも、ありがとうございます。

長友副管理者： 皆さん、こんばんは。ふじみ衛生組合副管理者、調布市長の長友でございます。大変お世話になっております。

ふじみ衛生組合を管理する立場の者として、今、清原管理者がおっしゃったこととまことに同様の思いでございます。これまでの歩みを振り返りまして、ほんとうに市民検討会の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

あえて管理者のおっしゃったことにつけ加えることもございませんが、いま一つの立場である調布市長ということで一言だけ言わせていただければ、私が市長に就任いたしましたのは平成14年でございます。それから今まで、やはり市の抱えている最重要施策の1つとして、大げさに言えば片時たりとも本件の重要性が脳裏から去ったことはないということで、一步一步前に、多くの方のご協力のもとに進めさせていただいていることをありがたく思う次第でございます。

2市の協調体制を大切にしながら、平成25年度という目標に向かって、また、今後とも前進をしていかなければいけない。この検討会の皆様方のご貢献というものに、ほんとうに厚く感謝申し上げますし、今、管理者のお言葉の中にもございましたよ

うに、そのほかの場もございます。私自身も必要に応じて説明会等に出させていただきますながら、できる限り丁寧な意見交換、また世論の形成というものを今後とも大事にしていきたいと思っております。

改めて、重ねて皆様方にお礼を申し上げますとともに、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

3 資料確認

【配布資料の確認】

4 報告事項

(1) 第11回市民検討会議事録の確認

会長 : 何か気づいた点等はあるか。特に意見がないようなので、議事録の確認を終えたということで、公開の手续に入る。

(2) 新ごみ処理施設整備実施計画(案)の説明会開催について

【事務局報告】

会長 : 何か質問等はあるか。特にないようなので次に進む。

5 議題

(1) 新ごみ処理施設整備実施計画(案)について

【事務局説明】

事務局 : 前回、余熱利用施設に関する質問があったが、今回は新ごみ処理施設整備実施計画(案)について集中して議論してほしい。

D委員 : 建物の高さであるが、「建屋高最高約35メートル」との記載がある。ここは都市計画で25メートルに制限されている。臨時議会では、この計画を変更して35メートルにし、極力低くすると説明があった。我々の要望は、都市計画を守った上でできるだけ低くするとしてもらいたいと思う。そもそも、この規則は、乱開発を防ぎ、高層住宅が建ち並んで住民に迷惑をかけることを防ぐためのものである。三鷹市も調布市も同じことをやっているはずである。しかし行政が自ら約束事を破ろうとしている。これは、地元住民には絶対に納得できないことである。現に、国有地が切り売りされて、この近くでそこが開発業者の手に渡って、地元住民と業者との間で対立が起こっている現実の問題がある。こういう状況の中で、行政が、自分たちのためにこの規則を守らなければ、業者に対する援軍であり、住民に対する違反となる。私は、こういう規則に対する行政の身勝手さは、決して許してはいけないと思う。実は、この土地が選ばれる過程で6カ所の候補があった。そのときに選ばれた有力な理

由に準工業地域だからということがあった。公園や住宅よりも準工業地域の方が焼却場は造りやすいという理屈である。我々はそれに対して、これは人間が決めたものであり、住宅であろうが公園であろうが、必要なら決まりを変えたらいいと申し上げたが無視された。今度は、ここに決まった途端に、同じ決まりではないが、都合が悪いから変えるということに義憤を感じる。つまり、我々が言ったことに対するルールの考え方と行政が困ったときに変えるルールが違うのではないか。こういうことでは住民が安心して行政を信用したり、協力しようという気にはならない。

高さの問題を考える。25メートルにほんとうにできないのか。今の技術でできないはずがないと思う。どうしてもできないなら地下を掘ったらいい。ピットは20メートル掘ると書いている。ストーカ炉の下は6メートルしか掘らない。仮に10メートル掘ってもピットの深さよりまだ浅い。十分対応可能なはずである。そういうことを考えた上でやってもらわないと住民は納得できない。これは単なる10メートルという問題ではなく、都市計画を守るか守らないかは、今後、地域住民が安心して行政を信頼し、協力するか否かということがかかっている。

事務局 : 確かに都市計画決定というのは、ある目的を持って都市計画を秩序立ててやっていくべきものであると理解している。適地選定の当時はまだ高さ制限がなかったという経過もある。

大体ストーカ炉の高さは25メートル程度ある。ホッパーからクレーンの高さがある程度の必要であり、どうしても30メートルを超えてしまうのが現状の技術と見ている。今の意見のように、技術革新があって、25メートルで、288トンが処理できる炉があればそれでよいが、私どもは、現段階で35メートルを最大としている。これは最大であり、できる限り切り詰めていきたい。しかし、耐震構造等が重要であり、しっかりとした躯体で建物を建てていかなければいけないと思う。地下を掘ることについては、安全性や安定性も含め、難しい面もあると危惧している。今の意見は、技術革新の中で可能かどうかも含めて検討する。

D委員 : 今の話は、なるべく低くするというにすぎないと思う。そうは言うておらず、25メートルという現在のルールを守ってくださいと申しあげている。その上で考えてほしい。もしそれができないなら、やめるべきである。さっきも言ったとおり、25メートルの高さ制限は、乱開発から地元住民を守るためにある。行政がそれを最初に破っ

たらいけないと申し上げている。

G委員 : 周辺住民の方の意見は当然のことだと思う。地下化という提案があったが、地下化にした場合、どのように予算組みが変更になるのか。それを検討する必要があると思う。

副会長 : 東京都の杉並工場が1つの事例になる。敷地全体を周囲の周回道路を含めて10メートルぐらい掘り下げる形で造られている。環八道路の下をトンネルで入って、そのまま工場の用地の中へ入る形で造ったものであり、ふじみ衛生組合の場合では、搬出入道路等を考えると難しいと思う。

もう1つの方法論として、ピットの深さが20メートルもあるから、焼却炉の置いてある方もピット並みに沈めたらどうかということであるが、建物の断面関係をみたときに、炉室を10メートルという単位で下げることは難しい。ボイラの構造等を工夫しても、10メートルまで下げるのは、無理だと思う。

E委員 : 10メートル掘り下げたときに地殻変動等の問題点はないのか。

副会長 : 10メートル掘り下げたとしても、そこから支持地盤という重量を支えてくれる地盤までくいを打つので、そういう面で建物自体は差は出てこないと思う。10メートル掘り下げた場合には、壁面も相当丈夫なものとする。杉並の場合はコンクリートの擁壁であるが、連続地中壁で、四、五十センチあるようなコンクリートの壁を整備している。周回道路や搬入道路を含めて、構内を掘り下げても、今度はそこに降りる道路がある。10メートル下るために10分の1の勾配で100メートルのスロープが必要であるため、ふじみ衛生組合の場合は、非常に配置が難しいと思う。

会長 : ほかの施設で大体どれぐらいの建物が造られているのかが1つの目安になると思う。

事務局 : 2.6ヘクタールの盤面を10メートル程度下げた場合、建設費は2割から3割程度増加すると見込んでいる。先ほどの意見のとおり、車が通る搬入路の勾配は、現実的に緩やかな勾配でないと困難なため、ここを掘ることによって使い勝手がどうなるかということもある。都市計画の中で一番の目的は、秩序立てた都市計画の街並みをつくることであり、乱開発が問題になる。私どもがこの2.6ヘクタールにかけて建てる建物が乱開発なのかどうかも含めて議論してほしい。39万の市民のごみを日々処理しなければならないという命題の中で、最大限既定を守っていくが、変更しなければならないなら、変更も視野に入れながら、しっかりとした建物を建てるというスタンスに立つ

べきだと考える。

F 委員 : 場所の名前は覚えていないが、町中に溶融炉があるところが東京都の中にも1つあった。そこは、相当深く地下に潜ったところに炉があったと思う。溶融炉とストーカ炉は違うと思うが、可能な限り深く掘って、高さを25メートルとしたほうが、後々はいいと思う。質問は、溶融炉の場合は特別に深く掘ることができるということがあるのかを教えてほしい。

副会長 : いろいろな施設を見ているが、その土地に合わせて設備計画が作られる。一番多いのは、焼却炉や溶融炉の本体は、地上のレベルに置き、地下で燃えた灰や溶けたスラグを水の中へ落とし込む。そのような施設を地下に配置することが一般的である。

D 委員 : ストーカ炉の位置を下げると、すべての施設がそれに従って道路まで下げるということであるが、まずはストーカ炉のホッパーの位置がどこまで下げられるかということのはずである。ホッパーの位置からクレーンまでの位置は、多分決まっていると思う。ほんとうにホッパーの位置が低くできないのか。何で周回道路まで10メートルも下げないといけないのか理解できない。

副会長 : 私は、日本で一般的に造られている標準的な焼却施設のことを話しているため、少しずれがあるかとは思っている。ここの立地条件で25メートルという高度規制に合うようなものを造ってほしいということは、30メートル程度の高さの工場も確かにあるが、35メートルを5メートル、10メートル下げるのは大変だと思う。ホッパーの位置を下げると、焼却炉も並行して下げてくるが、故障等で止まったときでも、ごみピットでごみだけは受け入れができるようにして、まちにごみを残さないように、安定的に動かしていくことも考えた場合、プラットホームとホッパーの間にある程度高さを確保した方がよいことも考えられる。今までの工場でも、一般的には35メートルぐらいの高さが標準的な造り方である。今後は、できるだけ低くするような形での設計を、発注書等を書いて、造ってもらうことになる。

C 委員 : 確認したい。これまで、いろいろな高さがあると思うが、25メートルの前提について聞きたい。去年の煙突の高さの議論のときに、建物は35メートルという話も出ていた。ここで言われている25メートルは、法的にひっかかっている数字か、何らかの法の抜け道があって、約束事で済む話なのか知りたい。

事務局 : 三鷹市役所の周辺は25メートルの高さ制限がある。調布市では平成18年に25メートルの高さ制限をかけた。これは市内全域で、民

間に売られて乱開発されるおそれのあるところについて、それぞれ25メートル、あるいは35メートルといった高さ制限を設けている。商業地域のように高さ制限をかけていないところもある。

ここは25メートルの制限をかけており、25メートルを超える高さのものが建たないかという、建つ道は法律であるから当然ある。それは、特定行政庁の許可という方法であり、調布市は特定行政庁として建築基準法に基づく建築主事を置いている。ここで25メートル以上の建物を建てる場合で、都市計画の変更を伴わない場合は、調布市の建築審査会の審査を経た上で調布市長が許可をする方法が、法律として用意されている。

25メートル以上のものを建てる場合は、この許可によるか都市計画を変えないと建てられない。

C委員 : 事務手続はわかったが、審査のやり方は具体的に何かあるのか。例えば公共施設として必要なもので建設せざるを得ないという行政的な問題や技術的にどうしてもこの高さが必要だというような審査の基準は何に明記されているのか。

事務局 : 高度地区の許可に関する要綱があり、基準を定めている。建築審査会の中で特に問題になるのは、公益性、公共性があるか否かであり、非常に判断の基準になると思う。

J委員 : 公共性のものを議論する中で、乱開発とは意味が違うと思う。市の25メートルの規制が、いろいろなところにかかっていると思うが、ごみの重要性はかなり深刻な問題になっている。両市でいいものを造るには、どこに視点を置くかという議論が大切だと思う。我々委員も、公共のものを造っていくためにどうしたらいいかがほんとうの話だと思う。

G委員 : 武蔵野の焼却場の資料を持ってきた。この焼却場は市役所の隣に建っている。一番私が感心したのは緑の多さである。緑が多くて、においが全くないし、さすが市役所の横に造ったこともあり、市民の声を反映していいものを造ったと感じた。

この資料を見ると、地上4階、地下2階を造っている。写真を見ても、施設はそんなに高くない。煙突は59メートルであるが、周辺の建物に比べてずば抜けて高い様子が見えない。ここの高さはわからないが、武蔵野の焼却場建設に当たっての状況を教えていただきたいと思う。

事務局 : 三鷹市の環境センターとほぼ同規模だと聞いている。施設規模は65トン炉が3つで195トンである。環境センターは、煙突が59メートルで建屋が26.25メートルである。

- 会長 : もう少し事務局サイドで、35メートルが最大というあたりの必要性、必然性について、考えがあれば聞かせてほしい。
- 事務局 : 35メートルという想定は、メーカーヒアリングから設定した。大体39メートルから30メートルの間が多く、平均をとって35メートルと想定した。他施設の具体例をいうと、柳泉園組合が35メートル、多摩川衛生組合が34メートル、川口の朝日環境センターが36メートル、多摩ニュータウンの多摩川清掃工場が30メートルである。
- D委員 : ごみ処理施設に公共性がないとは絶対に思わないが、だから許されるのではなく、行政が25メートルの規則を守れば、これは他の業者に大きい影響力が出るはずである。行政が率先してそれを破ってはいけけない。武蔵野の施設は、20年以上前に出来た施設である。3基あるから65トンとはいえ、26メートルしかないのなら、20年後の技術でなぜそれができないのか。
- A委員 : 25メートルにするといえれば確かにできないことはない。結局はコストだと思う。先ほど2割とか3割増という話もあった。25メートルにした場合と事務局が考えている35メートルの場合との比較資料を提示してほしい。今のままだと思いが違って話が進まない。
- C委員 : 平成18年に都市計画が決定され、それを無視して話を1年間進めてきたことに対して非常に憤りを感じる。この話は、認めるか認めないかをはっきりしないとまた繰り返す。ここで話していることが全くむだになって白紙に戻る状態になると思う。25メートルにしたら、環境影響評価で東京都に出したのも全部出し直しになるのではないかと思う。25メートルの議論は、しようと思えばいくらでも方法はあると思う。ただ、その場合、現状の用地を見直して、これだけのスペースをとっているが、もう少し広くとらないといけけないとか、縦横の幅を調整するとか、東八道路の奥からトンネルを掘って入っていくとかまで考えないといけけないと思うので大変な検討になるが、やってやれないことはないと思う。
- 副会長 : 武蔵野の施設を今確認した。一般的には地上に焼却炉を据える形で、灰の冷却水槽だけ地下に持っていく形であるが、武蔵野は焼却炉を地下1階にセットしている。ただ、プラットホームを少し上に上げた形でピットが深くなっている。これは、ごみをためる面ではいいと思う。

が、クレーン操作の時間でそれだけロスタイムがたくさんできたりもするので、いろいろな兼ね合いがあると思う。

今回の計画思想自体は、どちらかといったら焼却炉はグラウンドレベルに置いたほうが、メンテナンスやいろいろな面で後々いいという形で、標準的な設計で出来ていると思う。

会長 : 今ここでの議論は、規則があるからこれは絶対なものだという考えとそうでない視点もあり、それをどう決断するかと感じている。

C 委員 : 煙突は25メートルを超える。25メートルが一部でもかかればだめだということか、あるいは建物のわずかな部分が出ているのであればよいという猶予策があるのではないか。施設自体は、焼却炉を下にできるだけ下ろす等の方法をメーカーに考えていただければいいと思うし、やり方はあると思う。

組合が25メートルを守ると言い、先ほどの一部分でも出たらだめだという意見を撤回していただければそれなりの方法はあって、先に進めていけると思う。

E 委員 : これからのごみ処理施設はある程度しっかりした、そしてほんとうに安全、安心のできる構造の施設でなければならないと思う。どちらに賛成ということではないが、この問題は、きょう結論を出すのではなく、どちらがいいのかを話し合ったほうがいいと思う。武蔵野市の話であるが、最初は北町に処理場を造る話があった。ところが住民の絶対反対というところで、市で市役所の敷地に立てれば文句がないという経過があった。例えば三鷹の場合、今のところに施設を建てても、別に環境が悪化するとか、悪いといった問題ではないと思う。だから、私は安全、安心な、住民がほんとうに造ってよかったと思えるような施設をまず考えていく必要があると思う。

私は、少し掘り下げたところで、構造的に問題ないなら、それなりの対策を考えていただきたいと思う。

F 委員 : 私もそのような考え方である。

会長 : 調布市の立場での考え方についての意見はあるか。

事務局（総務主幹：調布市環境部長）

: 調布市では、マンション紛争等を今も抱えている。市としては、都市計画を守らない方向でいくとは言えない。そういった意味では25メートルの都市計画を超えるのであれば、都市計画の変更が必要である。そうでなければ市長の許可になる。許可といっても公聴会等を開いて、この周辺の方々の意見を伺った上で許可していくので、そういった意味ではそこで一定程度の公益性、公共性を住民の方に判断して

いただく手続も入る。ただ、我々としては25年稼働というスケジュールから考えると、都市計画変更する手続をとっている時間があるかも1つの判断になると思う。

現段階では、高さ25メートルまで落ちるか落ちないかを検討された報告を受けたわけではないので、お話しできるのは、25メートルという都市計画の範囲でお願いし、それがどうしてもだめだった場合には、公共性を判断し、周辺住民の方が一定程度納得された上で許可という手もあるということだけである。

D委員 : 公共性があるということは完全に認めないといけない。地元住民もマンション紛争等から、この規則によって我々を守ってほしいことも事実である。結局地元の問題であり、今の説明は公聴会等で地元住民の賛同を得られるなら25メートルを超えることもあり得るということであり、今は25メートルを守る方向で検討するとのことであり結構である。

事務局（総務主幹：調布市環境部長）

: 都市計画の変更は非常に大きな意味を持つ。現段階で変更という意思決定は市の中ではしていない。そういう段階の中では、25メートルを守っていただくというのは原則だと思う。

事務局 : 事業主体としての立場からすれば、建物を低くする意見に賛成であるが、しかし我々は安全で安心な建物ということも重ね合わせて、25メートルで可能なのかを追求していかなければならない。25メートルにおさまらないときは、皆さんの安全、安心を確保するために、周辺住民の皆様方にも納得いただいた上で、致し方ないと言っただけの可能性も残っていると思う。私どもが最初から破ろうとしているのではなく、できる限り低めていきたいと思っている。しかし、事業主体としては、もともとの大きなコンセプトを守っていくときに、何をどうするかは、十分に議論いただきたいと思う。

A委員 : 安心、安全な施設と25メートルが、どうリンクするのか理解できない。全く関係ないことではないか。

C委員 : 危険はあると思う。掘って水が出る可能性や施設に与えるいろいろな影響がある。見えていないところがあって、それが怖い。
また、焼却炉と排ガス処理側とに段差をつけることによって、設備のつながりや排ガスの流れなど、いろいろな要素が入ってくる。その辺はプラントメーカーでないとわからないと思うが、事務局の説明は、そういうことだと思う。私は、見えないところがあるので、非常に危険であり、十分時間をかけて検討する必要があると思う。

- 副会長 : 高置水槽を置くことがあるかもしれない。あるいはエレベーターをおさめる機械室やクーリングタワーを屋上に置く設計をやることもあるかと思う。そういう部分的な突出部は、平たい面は35メートルまでいかなくても、設計によっては抑えきれないこともあると思う。そういう突出部は、煙突と同じ扱いで認めていただければよい。建屋が最高約35メートルと書いてあるが、今までの議論を踏まえ、35メートル以下とし、極力抑えて設計をする形で整理したらどうか。
- 会長 : 35メートルという数字を、最大限低くしていくという表現を入れて、先に進めたいと思う。
- C委員 : 緑化についてであるが、結局、敷地に対して30%の緑化という結果になった。これも調布市の条例になっている。厳密に見ると、公共施設と民間の場合と両方提示されているが、基本的に対象になるのは公共施設である。本来はこの公共施設の緑化基準を適用すればいいが、民間の場合のほうが厳しいので、厳しいほうの30%にしたということではどうか。
- 事務局 : はい。
- C委員 : この30%はあくまでも、最低必要な緑化であって、これからは30%以上のものを目指さないといけない。この施設のコンセプトが、水と緑に優しい三鷹市のシンボル施設にしたいということであり、最低限の数字をクリアするだけで満足するのではなく、もう少し上を目指すべきと思う。先ほどの説明では30%は目標値ではなく、もうこれ以上とれないようにも取れた。もう少し目に見える努力的なものがあってもよいと思う。
- 会長 : 三鷹市の基準はどうなっているのか。
- 事務局 : 三鷹市の基準は20%である。本来は公共施設の緑化基準を守れば、クリアはできるが、あえて厳しい民間を目標にしたいということであり、通常の公共施設よりはかなり厳しい基準だと思う。この30%は、非常に厳しく、クリアするには、屋上緑化等トータル的な緑化を考えていきたい。
- C委員 : 屋上緑化は緑化スペースに含まれるのか。何かの基準で決まっているのか。
- 事務局 : 基準は決まっていない。敷地の中の施設配置の関係で、敷地面積から建屋の面積を引いた3割がなかなか難しい場合には、屋上緑化あるいは壁面緑化についても、一定程度カウントする指導を行っている。
- G委員 : 私も緑化については気になっており、武蔵野に取材した。結果は、正確な数字は言えないが、30%以上であるとのことであった。木の

本数は、高中木が192本、低木が620本であった。なお、当初から30%以上と掲げていたそうである。参考にしてほしい。

F委員 : 工事中の車の流れであるが、工事中の車はどこを通るのか。不燃物に影響しないところから入ってきて、出ていくのか。

事務局 : 工事車両は、基本的にはゲートAを使う。ゲートAに左折で入って、ゲートAから左折で出ていくことを原則と考えている。トラック等はすべてそちらから入るが、従業員の通勤に伴う車等は、ゲートBから出入りすることもあると思う。

台数であるが、これは先ほどの地下化の話等とも絡んでくるため、具体的に台数を申し上げることはできない。深さ5メートル掘った場合、施設の幅を60メートル、長さを56メートルとすると、 $56 \times 60 \times 5$ で1万6,800立方メートルの残土が出る。10トン車に6立方メートル程度積めるので、それを運び出すだけでも10トン車で2,800台分になる。これは将来、こういった建物をつくるか、工法が決まらなると具体的な台数はわからない。

D委員 : 施設完成後の車の出入りの問題であるが、ほかに全く影響がなければ、ベストな計画であると思う。ここの下にあるメインの道路になる東八道路は、施設が25年にできて、さらに数年たつと今の甲州街道並みになると思う。2万2,000台という話があったが、車は倍の4万台ぐらい走る道路になる。そういう想定のもとでこの計画でよいのかを考えておかないといけない。

あくまでもそういう想定をもとの提案であり、考えておいてほしいということであるが、ゲートBから三鷹通りの方に出る210台は、右折して信号待ちをして三鷹通りのどちらか3方向に出るということになっているが、ここの信号は、50メートル足らずのところ2つある。それで、もし4万台も走ったら、待ちはないという説明であったが、この信号と信号の間は5台程度しか車が並ばないはずである。そういう状況下で、ゲートBを使って渋滞することがないかと非常に懸念している。それならば、ゲートCを使ったほうが有利かもしれない。このときは、ゲートBから出るのに比べて、1台当たり300メートルほど走行距離を損ずる。だから、どちらがいいとは言えない。言いたいのは、東八道路の交通状況によってこの計画は変わると思う。また、ゲートAを主として使うということであるが、甲州街道を想定して、そこに車が過半数出入りすることは、左折入場にしても、ほんとうに望ましいのかということがある。

もう1つは、大体どこの焼却場でも、人と車の出入りは別にしている

ことが多いと思う。従業員や訪問者はゲートAをなるべく使い、車は主にCを使い、使えるものならBも使う。そういう可能性を残しておいてほしい。道路が狭過ぎて、東側の門は使えないということをお話しないでほしい。開業してから数年後にそういう状態になっても対応できるように工夫をしておいてほしい。

事務局 : 私どもは、例えば車両が増えて、なかなか思うようにできなくなったときは、今回の案に固執することはない。そのときの状況に応じて警察とも協議しながら対応する。ゲートBから出る場合、数メートルしかないとのことであるが、一番多いときにも、出入りを含めて25台である。1時間に30台の車が通ると考えても、2分間に1台であり、十分にさばけると計算している。

会長 : 高さ制限に戻るが、表現として、建屋高最高約35メートル以下という形で当面進めさせていただいてよいか。その中に含んでいるのは、今はまだ明確になっていないが、できる限り25メートルを目指した検討をする。その上でどうしてもというときは、また法に反しない形での対応や改正も含めなければならない。そういう形で進めさせていただく。

D委員 : 1つ質問する。先ほどの話で、仮にアンテナがあっても、建物の高さを含む感覚は庶民的にはない。先ほどの話では、そういうものを含めて高さ制限を受けるということなのか。関係ないと思う。ここのまとめは、屋根の高さが25メートルを守ることを努力する。どうしてもできないときには、地元住民と話をすることでいいと思う。

副会長 : エレベーターの機械室や高置水槽等が屋上に置かれる場合がある。それが部分的に突出する形で、一番高いところで見られると思う。建物を低くする努力をすることでよいと思う。

会長 : 飛び出たところは含まないのか。

事務局 : 細かいことは、確認しないとわからない。

E委員 : 決まらなかったら住民の意見を聞くということであるが、本来ならきょうの会議の中である程度の結論は出すべきと思う。これがだめとなり、再びもとに戻って、住民の意見とこちらの意見が違い、また会議をやることになれば、時期的に遅れ、何のための会議なのか、本質的な意味がわからなくなる。私は、できるだけ早くこの席で結論を出すべきであると思う。

会長 : 細かいところはあるかもしれないが、原則としてそういう努力をするということである。今ここでストップとならない方向で進めることを最低限認めていただきたい。

G委員 : その場合、地下化は全く考慮されず、35メートル以下を極力努力するという形になるのか。

会長 : 地下化とは、どの程度のイメージなのかわからない。先ほどの他の施設の高さを聞いていると、工夫のところでは35メートル以下が目指せそうな気がする。そこはこれからの仕様のところでやれる範囲と思う。なおかつコストの面なんかも含めて、もう少し下げられるところは下げてと考えられるのであればより低くなってくると思う。25メートル以下となるかは別として、相当な努力を図った結果としての数値が出てくる気がする。

H委員 : それでよいと思う。

事務局 : 今後、この問題についてどうしていくかということになるが、冒頭の正副管理者の話にもあったように、25年度中の竣工、稼働が共通の課題となっている。当初予定している25年度中の稼働が順調に進められるように、3月末をもって実施計画案は確定したいと考えている。実施計画の案の中に入っているように35メートル以下にして、極力低めに抑えていく努力を今後の中でしていきたいと考えている。その他に今まで議論したことも含めながら、私どものほうで反映をさせながら進めていきたいと思う。

6 その他

(1) 次回日程について

会長 : 次回は、4月末に開催する。

7 閉会

午後9時20分散会